日本国大使、在バハマ日本国大使、在アンドラ日本国大使、在ウクライナ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在バチカン日本国大使、在マルタ日本国大使、在モナコ日本国大使、在モンテネグロ日本国大使、在リヒテンシュタイン日本国大使、在アフガニスタン日本国大使、在イエメン日本国大使、在イラク日本国大使、在イラン日本国大使、在シリア日本国大使、在エスワティニ日本国大使、在カーボベルデ日本国大使、在ガンビア日本国大使、在ギニアビサウ日本国大使、在コモロ日本国大使、在コンゴ共和国日本国大使、在サントメ・プリンシペ日本国大使、在シエラレオネ日本国大使、在スーダン日本国大使、在赤道ギニア日本国大使、在ソマリア日本国大使、在チャド日本国大使、在中央アフリカ日本国大使、在トーゴ日本国大使、在ニジェール日本国大使、在ブルンジ日本国大使、在南スーダン日本国大使、在リビア日本国大使、在リベリア日本国大使、在レソト日本国大使、東南アジア諸国連合日本政府代表部大使、国際連合日本政府代表部大使、国際民間航空機関日本政府代表部大使、在ローマ国際機関日本政府代表部大使、在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使、軍縮会議日本政府代表部大使、経済協力開発機構日本政府代表部大使、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部大使、欧州連合日本政府代表部大使、北大西洋条約機構日本政府代表部大使、アフリカ連合日本政府代表部大使及び在ナイロビ国際機関日本政府代表部大使

○総務省告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号イ（最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十六条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査において在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を次のように定める。

令和八年一月二十三日

総務大臣　林　芳正

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号イ（最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とする。

在外公館の長	期日
在インド日本国大使	選挙の期日前七日に当たる日
在コルカタ日本国総領事	
在チェンナイ日本国総領事	
在ベンガルール日本国総領事	
在ムンバイ日本国総領事	
在スラバヤ日本国総領事	
在デンパサール日本国総領事	
在メダン日本国総領事	
在カンボジア日本国大使	
在スリランカ日本国大使	
在チェンマイ日本国総領事	
在済州日本国総領事	
在釜山日本国総領事	
在広州日本国総領事	
在重慶日本国総領事	
在瀋陽日本国総領事	
在青島日本国総領事	
在ネパール日本国大使	
在カラチ日本国総領事	
在バングラデシュ日本国大使	
在セブ日本国総領事	
在ダバオ日本国総領事	
在ブルネイ日本国大使	
在ダナン日本国総領事	
在ホーチミン日本国総領事	
在マレーシア日本国大使	
在ペナン日本国総領事	
在ミャンマー日本国大使	
在モルディブ日本国大使	
在モンゴル日本国大使	
在ラオス日本国大使	
在オーストラリア日本国大使	
在パース日本国総領事	
在ブリスベン日本国総領事（在ケアンズ領事事務所を管理する場合に限る。）	
在サモア日本国大使	
在ソロモン日本国大使	
在ニュージーランド日本国大使（在クライストチャーチ領事事務所を管理する場合を除く。）	
在オークランド日本国総領事	
在パプアニューギニア日本国大使	
在パラオ日本国大使	
在フィジー日本国大使	
在アメリカ合衆国日本国大使	
在ニューヨーク日本国総領事	
在ハガッニャ日本国総領事（在サイパン領事事務所を管理する場合に限る。）	
在ホノルル日本国総領事	
在マイアミ日本国総領事	
在ロサンゼルス日本国総領事	
在バンクーバー日本国総領事	
在サンパウロ日本国総領事	
在メキシコ日本国大使	
在イタリア日本国大使	
在英国日本国大使	
在オーストリア日本国大使	
在オランダ日本国大使	
在スイス日本国大使	
在ドイツ日本国大使	
在デュッセルドルフ日本国総領事	
在ハンブルク日本国総領事	